

厚岸町条例第22号

厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年厚岸町条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (3) 厚岸町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和7年厚岸町訓令第号）を設け又は改廃すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。